

2017 年度 事業報告

厚生労働省の人口動態統計によれば 2017 年の出生数は 94 万人、死亡数は 134 万人で 40 万人の人口減、11 年連続の減少だが、人口減少は勢いを増して今後も続く予測される。さらに、社会状況やライフスタイルの変化などによる「結婚離れ」により単身世帯が増加、2040 年には全世帯の 39.3%、高齢者世帯の 44.2%が一人世帯になるとの予測もある(国立社会保障・人口問題研究所)。一人世帯の人が死亡したり施設に入所すれば空き家が発生する。現在でも空き家は全国に 820 万戸あるが、2030 年代には全戸数の 30%を超えると予測される(野村総合研究所)。国は、『空き家・空き地対策』を重点施策として業界に協力を求め、その一環として「低廉な空き家等(400 万円以下)の売買における売主からの媒介報酬を一律上限 194,400 円(税込)とする」報酬額告示の改正を行い 2018 年 1 月 1 日より施行した。当協会は引き続き「空き家対策推進」「移住・定住促進事業」を協定未締結の県内市町と協定する一方、「空き家セミナー」「空き家ワンストップ相談会」を開催または相談員を派遣した。

当協会が公益法人になって 5 年、県の公益法人検査も 2 回目を終えた。2017 年度は懸案だった支部統合の完全実施に向けて最後の仕上げを行った。東部支部は現在地から西 200mの沼津市新宿町水の杜ビル 5 階へ移転、下田、三島、富士各支所は次年度中に賃貸借契約期間満了により返還する。中部支部も本部不動産会館を出て J R 静岡駅南のエスパティオ 4 階に移転する。清水、しだはい支所は建物賃貸借契約を中途解約することで貸主と合意した。西部支部の中遠支所は建物解体して返還する。支所職員の処遇(退職または支部配属)は本人の意向を確認した上でそれぞれに決定した。

2017 年度当協会は、経営合理化と最新の情報公開システム導入のため、これまで協会が運営してきた不動産情報公開サイト「不動産 B O X 静岡」を 6 月で廃止、7 月から、広島県宅建協会のシステムをレンタル、物件登録料を受益者負担とし、大手情報サイト「ライフフルホームズ」に転送可能とする「スマイミー静岡」を株式会社静岡宅建サポートセンターに運営委託してスタートさせた。2017 年度末で約 780 会員が利用登録している。空き家対策については「スマイミー静岡」の中に独自の「空き家バンク」を立ち上げて対応する。

以下、所管委員会別に、17 年度に執行した事業を報告する。

1. 人材育成委員会 所管事業 [公1事業]

(1) 宅地建物取引士資格試験業務の適正運営 (30年目) 公

静岡県内における宅地建物取引士資格試験業務の適正実施に務めた。

[業務内容]

- ① 6月インターネット及びポスター告知公告
- ② 7月受験申込書の配布と受付
- ③ 9月～10月試験事務担当者説明会の開催
- ④ 10月15日の県内10会場で試験を実施

[受験申込者数・受験者数・合格者数]

申込者：5,638名（講習修了者907名）※対前年0.8%増

受験者：4,603名（講習修了者809名）※対前年2名減

本県合格者：659名〔合格率14.3%〕〔講習修了者のみ19.4%〕

(2) 2018年度版「実務研修テキスト」等の作成・配付 公

18年度版「実務研修テキスト」売買・賃貸2分冊を作成し、全会員に配付した。会員従業者（賦課金対象従業者）分の配付は18年度。

(3) 宅建業法及び関係諸法令改正等への対応 公・共

「宅建しずおか」「宅建本部通信」「Web宅建だより」を通じて、宅建業法及び関係諸法令の改正情報の会員周知に務めた。

[主な周知事項]

- ① 宅建業法改正により、宅建業者が買主又は借主のときは、重要事項説明書の交付のみで足りることとなった（2017年4月1日施行）。
- ② 宅建業法改正により、宅建業者間の取引においては、営業保証金、弁済業務保証金による弁済を受けることができなくなった。そのため、当該取引においては、重要事項説明書の「供託所等に関する説明」も不要となった（2017年4月1日施行）。
- ③ 宅建業法改正により、媒介契約書（一般・専任・専属専任）の「成約に向けての乙（媒介業者）の義務」の中に、目的物件の売買又は交換の申込みがあったときは、甲（依頼者）に対し、遅滞なく、その旨を報告する旨の条文が加わった（2017年4月1日施行）。
- ④ 宅建業法改正により、個人情報保護の観点から、従業者名簿の記載事項から従業者個人の住所欄が削除された（2017年4月1日施行）。
- ⑤ 宅建業法改正により、重要事項説明書の「売買・交換」、「区分所有建物の売買・交換」、「宅地の貸借」用の「その他の法令に基づく制限」の中に、『18の5 水防法』が加わり、従来の下水道法は、18の6に繰り下がった。水防管理者は、洪水浸水想定区

域内で輪中堤防、その他の帯状の盛り土構造物が存する土地の区域であって、浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを「浸水被害軽減地区」に指定できるようになり、「浸水被害軽減地区」の土地において、『土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更しようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、一定の事項について水防管理者に届け出なければならない』こととなった(2017年6月19日施行)。

- ⑥ 港湾法の一部を改正する法律の施行にともなう宅建業法施行令の一部改正により、重要事項説明事項として追加された。港湾管理者と民間事業者との間で、「官民連携国際旅客船受入施設」、「特定港湾情報提供施設」に関する協定が締結された場合は、公示後、新たな所有者にもその協定の効力が及ぶこととなった(2017年7月8日施行)。
- ⑦ 個人情報漏洩等の事案発生時は、宅建業免許権者に速やかに報告する義務がある旨の通達があった。
- ⑧ 報酬額規定が一部改正され、400万円以下の空き家等の媒介・交換に係る報酬額の上限が18万円に1.08を乗じた額となった。但し、売主、交換の当事者のみから受領することができ、かつ、事前の了解が必要。買主への報酬請求は従来通りの規定による(2018年1月1日施行)。
- ⑨ 税制・・・時限立法措置の適用期間の延長
 - a 新築住宅の固定資産税の減額措置・・・・・・・・・・・・・・・・2020年3月31日迄
 - b 新築住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置・・・・・・・・2020年3月31日迄
 - c 新築住宅に係る不動産取得税の特例・・・・・・・・・・・・2020年3月31日迄
 - d 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・2021年3月31日迄
 - e 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率の特例措置・・・・・・・・・・・・・・・・2021年3月31日迄
 - f 買取再販の住宅用家屋における登録免許税の軽減措置・・・・2020年3月31日迄
 - g 特定の居住用財産の買換え特例・・・・・・・・・・・・2019年12月31日迄
 - h 居住用財産の買換えに係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例・・・・・・・・・・・・2019年12月31日迄
 - i 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例・・・・2019年12月31日迄
 - j 特定住宅地造成事業等に係る土地等の譲渡所得の特別控除・・・2020年12月31日迄
 - k 土地に係る固定資産税の課税標準の負担調整措置・・・・・・・・2021年3月31日迄
 - l 不動産の譲渡に係る印紙税の軽減措置・・・・・・・・・・・・2020年3月31日迄
 - m 住宅の耐震、バリアフリー、省エネ改修が行われた既存住宅に係る特例措置・・・・・・・・・・・・2020年3月31日迄
- ⑩ 都市計画法の一部を改正する法律の施行に伴い、建築基準法の用途地域に「田園住居地域」が新設され、従来の12分類から13分類となった(2018年4月1日施行)。

(4) 賃貸媒介業務及び管理業務への対応 **公・共**

- ① 会報等を通じて、「原状回復ガイドライン」の会員及び消費者周知に務めた。
- ② 会報や各種研修会等を通じて、「賃貸住宅管理業の登録制度（国交省告示）」の普及及び（一社）全国賃貸不動産管理業協会への加入促進並びに同協会の商品紹介に務めた。

(5) 会員に対する業務指導（事務所・業務の自主点検の推進） **共**

「取引台帳」や「犯罪収益移転防止法の取引記録」など、法令上備付義務がある書類について、自主点検表を会員に配付し、注意喚起を行った。

「無免許事業者との“取引の禁止”」や「従業者証明書の携帯の徹底」については、例年通り、会報を通じて会員に周知した。

(6) 会報「宅建しずおか」「宅建本部通信」の定期発行及び「Web 宅建だより」の随時発信 **公・共**

- ① 「宅建しずおか」と「宅建本部通信」を、隔月発行した。
- ② 急を要する伝達事項については、「Web 宅建だより」を利用して、加入会員に伝達した（年度 45 回発信）。
- ③ 年度 12 回発行した会報誌の表紙を利用して、Web 会員を募った。期末会員数は 2,028 名。

(7) 開業相談の随時対応 **公・共**

各支部より選出された相談員が随時開業相談に応じた。

(8) 「宅地建物取引士法定講習会」「静岡県指定講習会」の開催

- ① 宅地建物取引士法定講習会を、東・中・西部 3 会場で合計 16 回開催し、1,656 名がこれを受講した。
- ② 宅地建物取引士登録をしていない代表者を対象とした講習会「静岡県指定講習会」を、静岡県不動産会館で年度 4 回開催し、213 名がこれを受講した。

(9) 「初級実務研修会」「支部実務研修会」の充実開催 ※法第 64 条 6 に基づく研修 **公**

- ① 新入会員等を対象とした講習会「初級実務研修会」を、静岡県不動産会館で、年度 4 回開催し、106 名がこれを受講した。
- ② 支部実務研修会を支部・支所単位で開催した。うち一回は、「建物状況調査と重要事項説明（DVD）」を各支部統一研修科目とした。支部における研修会の実施状況は次ページの通り。

2017年度 支部研修一覧

	開催日	支部/支所	出席社数	参加人数	研修内容
1	5/25	西部	155	211	生活困窮者自立支援事業の実施について 最近の事例から学ぶ重説トラブル及びトラブル未然防止のポイント！ ～事例から検討する重要事項説明のしかたと記載～ 賃貸編
2	6/6	静岡	120	141	平成29年度 不動産に関する税のポイント 新物件情報サイト「スマイミー静岡」の説明
3	6/14	しだはい	53	62	人口減少時代の不動産流通
4	6/20	清水	45	50	平成29年度 不動産に関する税のポイント
5	6/26	西部	145	188	最近の事例から学ぶ重説トラブル及びトラブル未然防止のポイント！ ～事例から検討する重要事項説明のしかたと記載～ 売買編
6	9/14	静岡	94	117	空き家対策とまちづくり
7	10/4	沼津	40	49	「宅建業法改正」既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント(DVD研修)
8	10/23	沼津	47	56	民泊で広がる新たな不動産ビジネス 住空間 あなたの散らかってしまったものはなんですか？
9	10/26	しだはい	58	79	不動産取引におけるトラブル回避方法
10	11/7	伊豆	27	29	最新の不動産市況と今後の対応策 不動産情報サイト「スマイミー静岡」の紹介
11	11/8	三島	26	26	最新の不動産市況と今後の対応策 不動産情報サイト「スマイミー静岡」の紹介
12	11/10	西部	169	223	アスベスト対策について 改正宅建業法～中古住宅の取引はこう変わる！～DVDでの映像研修
13	11/13	沼津	33	39	最新の不動産市況と今後の対応策 不動産情報サイト「スマイミー静岡」の紹介
14	11/21	駿東	38	43	「宅建業法改正」既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント(DVD研修)
15	11/27	静岡	77	89	アスベスト対策について 改正宅建業法～中古住宅の取引はこう変わる！～DVDでの映像研修
16	11/28	富士	37	38	最新の不動産市況と今後の対応策 不動産情報サイト「スマイミー静岡」の紹介
17	12/6	清水	30	36	アスベスト対策について 改正宅建業法～中古住宅の取引はこう変わる！～DVDでの映像研修
18	12/6	西部	47	84	アスベスト対策について 改正宅建業法～中古住宅の取引はこう変わる！～DVDでの映像研修
19	12/11	富士	77	80	「宅建業法改正」既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント(DVD研修)
20	12/12	西部	102	409	竹田恒泰氏講演会「日本はなぜ世界でいちばん人気があるのか？」 ～地域に求められるもの～
21	1/22・23	三島	37	41	「宅建業法改正」既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント(DVD研修)
22	1/25	しだはい	35	102	夢・気・まちづくりと不動産
23	2/5	清水	45	59	近年のマンション取引をめぐる問題 ～心理的瑕疵、管理費滞納、騒音トラブル、ペット問題等～
24	2/6	伊豆	47	55	「宅建業法改正」既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント(DVD研修)
25	2/8	下田	16	20	「宅建業法改正」既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント(DVD研修)
26	2/15	しだはい	66	80	「宅建業法改正」既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント(DVD研修)
27	2/19	富士	32	35	「宅建業法改正」既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント(DVD研修)
28	2/27	静岡	105	117	これからの宅建業者に求められる責務と役割 ～宅地建物取引士に求められる 役割と責任、IT重説等ネット取引への準備と心構え、業法違反と行政処分など～ 《全宅連研修パック》相続対策に必要な建築知識
29	3/2	沼津	25	30	「宅建業法改正」既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント(DVD研修)
30	3/8	三島	28	31	「宅建業法改正」既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント(DVD研修)
31	3/26	伊豆	15	16	「宅建業法改正」既存住宅取引における宅建業者の業務のポイント(DVD研修)

(10) 全宅連「不動産キャリアパーソン講座」の受講促進 公・共

- ① 「会報」、「支部・支所研修会」を通じて、受講促進に務めた。伊豆支所、静岡支所、浜松支所での受講率（目標に対する達成率）が高かった。17年度は180名がキャリアパーソン講座を受講した。
- ② 宅建業法遵守の観点から、本支部役員に率先受講をお願いした。
- ③ 西部支部では、筆記による修了試験を実施した。

支部	支所	期首 会員数	会員率	申込目標	平成29年度	達成率	参 考	
				288	総申込数		新入会 義務受講	既存会員 の受講等
東部	下田	45	1.6%	5	0	0.0%	0	0
	伊豆	133	4.7%	14	12	87.9%	5	7
	三島	237	8.4%	24	8	32.9%	4	4
	沼津	322	11.5%	33	10	30.3%	6	4
	富士	285	10.2%	29	14	47.9%	5	9
	小計	1,022	36.4%	105	44	42.0%	20	24
中部	清水	154	5.5%	16	9	57.0%	7	2
	静岡	369	13.1%	38	37	97.7%	13	24
	しだはい	312	11.1%	32	16	50.0%	12	4
	小計	835	29.7%	86	62	72.4%	32	30
西部	中遠	266	9.5%	27	17	62.3%	11	6
	浜松	684	24.4%	70	48	68.4%	28	20
	小計	950	33.8%	97	65	66.7%	39	26
非会員・一般				—	9			9
合計		2,807		288	180	62.5%	91	89

(11) その他、所管事項

- ① 「静岡県不動産コンサルティング協議会」の運営に協力した。
- ② 不動産コンサルティング技能試験（静岡会場、(公財)不動産流通推進センターより受託）の運営に協力した。
- ③ 東海不動産公正取引協議会（静岡地区調査指導委員会）事業に協力した。
- ④ 会報・DMを通じて、地価調査資料など不動産取引に関する書籍を紹介した。

2. 情報提供委員会 所管事業 [公2事業]

(1) 公共用地代替地媒介業務制度等の推進と適正処理 公

17年度は、静岡県から4件の代替地情報提供依頼があり4件の情報提供を行ったが、特定した代替地はなかった。16年度に特定した代替地3件が今年度成約した。1990年、静岡県と協定して以来の公共団体（国・県・公社・中日本高速・市町）との実績は、情報提供依頼件数898、情報提供件数1,240、特定件数1,010件となった。

(2) 取引知識の啓蒙（各地区統一科目の研修会の開催） 公

※人材育成委員会事業（9）②を参照。

(3) 「不動産BOX静岡」を通じた情報発信

㈱静岡宅建サポートセンターが運営する不動産情報公開サイト「スマイミー静岡」が17年7月にスタートしたのを受け、2002年7月から15年間運用してきた当協会とSBS静岡新聞社が共同開発した不動産情報公開サイト「不動産BOX静岡」を廃止した。

(4) 中部レイنزの利用促進と媒介契約制度の周知 公・共

① 宅建業法上、専属専任及び専任媒介契約を締結したときは、レイنزへの登録義務、レイنز登録物件が成約したときは成約報告義務がある。年度4回開催した初級実務研修会や会報等を通じて、これら宅建業法上の義務の会員周知に務めた。

② IP型会員数の推移

15年度末	1,732 会員	61.0%	[対前年 67 会員 増]
16年度末	1,810 会員	64.5%	[対前年 78 会員 増]
17年度末	1,867 会員	67.5%	[対前年 57 会員 増]

③ レインズアクセス数の推移

15年度	801,590 件	[対前年 56,414 件 増]
16年度	787,051 件	[対前年 14,539 件 減]
17年度	766,717 件	[対前年 20,334 件 減]

※上記数値は、中部レイنز発行の統計資料より

(5) 宅建ローン「成約事例」の収集・集積と会員ページへの掲載 公

① 宅建業法第34条の2第2項により、売買・交換の媒介に際しては、売買すべき価額（売買の媒介の場合）や、物件の評価額（交換の媒介の場合）を、媒介契約書の主要な内容の一つとして、書面に記載しなければならないことになっている。さらに、仲介業者がこれらの価額について意見を述べる際には、その根拠を明らかにしなければな

らない。不動産の値付け根拠の一つとしていただくため、今年度も、成約事例を収集し、会員ページに掲載した。17年度の成約事例報告件数は881件であった。

- ② 成約事例提供会員の中から、抽選で200会員に「ギフト券（1万円相当）」を贈呈した。

(6) 宅建ローン事業の推進 公・共

- ① 会報及び初級実務研修会をはじめとする各種研修会で、宅建ローン制度の会員周知に務めた。〈主な提携金融機関：労金・磐信・三信・静信〉
- ② 例年通り、宅建ローン「特別キャンペーン」を実施し、宅建ローン融資斡旋会員の中から抽選で、20会員に5万円相当の「ギフト券」を贈呈した。

(7) 「協会標準地価格」「標準的建築費」「既存マンション基準価格」の見直し及び会員ページへの掲載 公

(5)と同様、不動産の値付け根拠の一つとしていただくため、協会は、「土地」「中古住宅」「中古マンション」の価格査定計算書を作成している。その基礎データとなる「標準的建築費」、「既存マンション基準価格（990箇所）」を6月1日時点で、「協会標準地価格（4,336地点）」を10月1日時点で、それぞれ見直した。

【1㎡当たりの標準的建築費の推移】※外構工事費は含まない。

[単位:円]

地区	2017年度	2016年度	2015年度	2014年度
下田・伊東・熱海	160,930	160,325円	162,140	156,090
東部	160,022	159,720円	158,812	157,300
中部	159,115	159,115円	161,232	156,997
西部	159,417	157,602円	156,997	154,275

(8) 価格査定マニュアルの普及と査定手法の研究 共

近年、既存住宅の経過年月や建築資材・部材の質に加え、建物のメンテナンス状況の善し悪しが査定ファクターとなってきた。そのため、これらの要素をいかに査定価格に反映させかの検討を行った。

(9) (公社) 静岡県不動産鑑定士協会との共同事業の実施 公

静岡県不動産市況DI調査を、4月（基準日）と10月（基準日）に実施した。宅建協会が地価動向調査を、不動産鑑定士協会がその分析と資料作成を担当した。

(10) 「手付金保証業務」「手付金等保管業務」の会員周知 共

手付金保証制度、手付金等保管制度（宅建業法第41条の2）については、初級実務研修

会等を通じて会員周知に務めたが、17年度も利用実績はなかった。

(11) ㈱静岡宅建サポートセンター及び静岡不動産流通活性化協議会事業への協力 共

主な協力事業は、次の通り。

- ① 「スマイミー静岡」のPR、加入促進業務（研修会への講師派遣を含む）
- ② 空き家対策事業・相談業務
17年度は、静岡県主催、熱海市、三島市、富士市、藤枝市、磐田市、牧之原市、御前崎市、湖西市が共催して行われた「空き家ワンストップ相談会」（8回）に、相談員を派遣した（98件の相談のうち、宅地建物取引関連の相談は半数強に当たる52件）。
- ③ 全宅住宅ローン「フラット35」の利用促進
- ④ AIG（旧 富士火災）の保険商品の広報（特に火災保険）
- ⑤ 中古住宅の流通促進事業等〔静岡不動産流通活性化協議会〕
- ⑥ 賃貸入居者向けの家財保険の広報〔㈱宅建ファミリー共済〕
- ⑦ 家賃保証システムの広報〔日本賃貸保証㈱、アークシステムテクノロジーズ㈱〕
- ⑧ 夜間・休日緊急クレーム対応等のセキュリティ・サービスの広報〔㈱TOKAI〕
- ⑨ 地盤の調査（グリーンテスト）・保証、土壌汚染調査の広報〔UGRコーポレーション㈱〕
- ⑩ 住宅瑕疵保険の広報〔日本住宅保証検査機構 JIO〕
- ⑪ ブロードバンド設備幹線サービスの広報〔㈱TOKAI〕
- ⑫ 引越取次サービスの広報〔アーク引越センター㈱〕

(12) 税務当局に対する協力と関係強化 公・共

- ① 税務当局への協力
税務当局からの要請に基づいて、「税制改正パンフ」や「タックスアンサー・サービス・パンフ」などの会員及び一般消費者周知に務めた。
- ② 税務当局との関係強化
東海税務協力会（国税庁との協議機関）を通じて、国税庁との関係強化に務めた。
- ③ 国税庁・精通者土地評価 受託業務（路線価を決定する上での参考価格の提示）の適正実施
土地評価業務を受託した地区（市・町・区）
東部支部管内：伊東市、熱海市、三島市、富士市、御殿場市
中部支部管内：静岡市清水区、静岡市駿河区、焼津市、島田市、牧之原市
西部支部管内：掛川市、磐田市、浜松市中区

(13) 協会HPの充実運営 **公・共**

見やすさ、内容面の充実と、迅速かつ適正な情報の公開に務めた。17年度は、HPのマイナーチェンジにとどめ、次年度に完全な3支部体制に移行することから、18年度にフルモデルチェンジを行う。

(14) その他、所管事業 **公・共**

(一社) 全国賃貸不動産管理業協会静岡支部の運営に協力した。18年2月7日に当会館で、タウンミーティングを開催した。参加会員44名。

3. 地域活性化委員会 所管事業 [公3事業]

(1) 暴力追放運動の推進 (宅建協会 暴力追放推進協議会の運営) **公**

- ① 「静岡県暴力団排除条例」の会員周知及び『反社会的勢力データベース』を運用した。17年度は延べ337件の照会に応じた。うち、1件が反社会的勢力であった。
- ② 警察本部と磐田市が共催した「第35回静岡県暴力追放・銃器根絶県民大会(17年10月17日)」に、西部支部の協力を得て参加協力した。
- ③ 静岡市、焼津市、島田市など市町レベルの暴力追放まちづくり市民大会にも、支部・支所単位で、多数参加協力した。
- ④ 不当要求責任者講習実施状況

支部・支所	開催日時	受講者数	備考
東部支部・富士支所	17年11月8日(水)	55名	富士市ロゼシアター
西部支部・中遠支所	18年2月6日(火)	79名	掛川市生涯学習センター
西部支部・浜松支所	18年2月21日(水)	105名	アクトシティー

合計受講者数 239名

(2) 「レディス部会」「青年部会」「協会及び宅建業の将来のあり方についての検討ワーキング」の活動等 **公・共**

① 本部・レディス部会

17年10月3日、17年NHK大河ドラマ「おんな城主直虎」で時代考証を務めた小和田哲男静岡大学名誉教授を講師に迎え、「輝いていた戦国の女性たち」と題した講演会を開催し、内外から83名がこれを聴講した。

② 支部・支所でのレディス部会・青年部会活動

開催日	支部	対象者数	受講者数	研修内容
17年6月2日	中部	25	24	フラワーセラピー「お花の処方箋さしあげます」(レディス・青年部会合同研修会)
17年7月20日	西部	59	18	明日から実践できる物件写真撮影のポイント
17年8月24日	中部	25	16	地域密着の不動産会社さんだからこそ今知っていて欲しい「学校と地域一帯になった子供たちの育成」
17年10月23日	東部	—	47	住空間～あなたの散らかってしまったものはなんですか？
17年12月8日	西部	59	20	財を築く脳トレ(数字のマジック)～資産ゼロから財を築いたからわかる、究極の節税と不動産投資ノウハウ～
18年1月18日	中部	24	25	(地域活性化事業) 清掃ボランティア(本部周辺清掃)及び、研修会「宅建協会の今後について」、その他、献血や清掃活動等のボランティアなど

③ その他、支部主催の地域活性化事業「講演会」の開催

東京都を除く道府県では、人口の減少傾向が止まらない。人口の減少は、経済規模の縮小、歳入の減少、行政サービスの低下、といった負のスパイラルを招くおそれがある。中部支部では、元岩手県知事で所有者不明土地問題研究会座長の増田寛也氏を講師に迎え、『人口減少時代のまちづくり(地域の未来を考えよう！)』と題した講演会を、静岡市駿河区のエスパティオ(中部支部新事務所)で、18年3月5日に開催した。会員、行政職員、五業団体会員、一般消費者、合わせて150名がこの講演会を聴講した。

(3) 移住定住促進事業への協力

(4) 空き家対策推進事業への協力

- ① 静岡県における人口の流出は、憂慮すべき事態である。空き家・空地に加え、所有者不明の不動産の問題など次から次へと、移住定住・空き家対策の推進に障がいとなる課題が噴出してきた。空き家対策法が施行されたとはいえ、実効性ある制度にするための試行錯誤が続いている。各市町からの依頼や、当会から協定締結の働きかけを行い今年度、新たに4市町と移住定住又は空き家対策に関する協定を締結した。これで協定を締結した県内自治体数は15となった。
- ② 調査員に対する調査費の支弁の統一化を図った。調査方法の統一化などについては次年度、特別委員会を立ち上げ、明確化するとともに促進していく。
- ③ 取引の事前・事後の相談に応じる「常設相談」に加え、「空き家相談」にも応じる体

制を整えた。

【2017年度 空き家の物件調査と成約実績】

支部	協定の名称	調査件数	成約件数
西部支部	浜松市 中山間地域空き家バンク協定	9	2
西部支部	森町 空き家バンク協定	5	0

【移住定住・空き家等対策の促進】に係る県内自治体との協定締結状況】2018年3月19日現在

	協定締結日	自治体名	協定名
1	15年2月23日	静岡市	静岡市移住・定住促進事業に係る連携・協力に関する協定
2	15年4月20日	静岡県	静岡県への移住・定住及び空き家等対策の促進に関する協定
3	16年1月18日	牧之原市	牧之原市移住定住促進空き家・空き地バンク事業に関する協定
4	16年3月2日	三島市	三島市への移住・定住及び既存住宅流通の促進に係る協定
5	16年3月11日	富士宮市	富士宮市への移住・定住及び空き家等対策の促進に関する協定
6	16年3月28日	湖西市	湖西市空き家バンクの運営に関する協定
7	16年4月8日	富士市	富士市への移住・定住の促進に関する協定
8	16年5月26日	小山町	小山町への移住・定住及び空き家等対策の促進に関する協定
9	16年7月7日	裾野市	不動産情報の提供に関する協定
10	16年9月30日	伊豆の国市	伊豆の国市への移住・定住の促進に関する協定
11	17年8月18日	熱海市	熱海市における空き家等の利活用に関する協定
12	17年10月23日	森町	森町移住定住促進空き家・空き地バンク事業に関する協定
13	17年12月19日	伊東市	伊東市空家等対策に向けた利活用促進に関する協定
14	18年2月16日	清水町	パートナーシップ協定書
15	18年3月19日	藤枝市	藤枝市における空き家等の対策に関する協定書

【移住定住促進に係る静岡市移住支援センター（千代田区有楽町：交通会館8F）事業への協力】

西暦年度	移住支援センターからの物件照会件数	移住支援センターへの物件情報提供件数
2015	26（賃貸16、売買10）	75（賃貸48、売買27）
2016	13（賃貸7、売買6）	71（賃貸48、売買23）
2017	18（賃貸12、売買6）	57（賃貸55、売買2）

（5）行政機関への協力と要望 公・共

① 行政が行う事業への協力 公

主な事項は次の通り。

- a 災害時借上げ型応急住宅登録制度（静岡県の事業）

- b かけこみ 110 番の家の推進（静岡県の事業）
- c 防犯まちづくり運動の推進（静岡県の事業）
- d 静岡県職員向け賃貸住宅の情報提供〔サイト利用〕（静岡県の事業）
- e 公売情報（国・県・市町の事業）
- f 市町主催の審議会への協力・参画（東部支部・沼津支所：沼津市都市計画審議会、西部支部・中遠支所：掛川市生涯学習土地審議会及び菊川市社会福祉協議会）

② 宅建顧問県議団を通じた要望活動 共

不動産取引に関する県民の声、会員の要望を反映させるべく、宅建顧問県議団を通じて、県行政等に要望事項を提出した。※要望とその結果は、宅建政治連盟・年次大会議案書を参照。

(6) 社会福祉・奉仕活動の推進 公

① 寄託・協賛・支援

17年11月15日に開催した協会創立50周年記念式典で、「静岡県知的障がい者サッカー連盟（10万円）」「SBS愛の都市訪問（15万円）」「身障者野球連盟（10万円）」「(公財)日本盲導犬協会（10万円）」に、それぞれ寄託金（協賛金）を贈った。その他、支部単位でも募金活動を行った。

17年7月29日裾野市で開催された「身体障害者野球大会 第14回DREAM CAP」と、18年2月17日・18日藤枝市で開催された「第3回全国知的障害者特別支援学校高等部交流サッカー大会」に特別協賛した。

② 献血活動の実施と骨髄バンク・ドナー登録の推進（支部・支所単位）

支部・支所単位で、献血活動及び骨髄バンク・ドナー登録の推進に務めた。今年度の実績は次表の通り。

【2017年度 献血活動】

支部・支所	日時	場所	協力者数	骨髄ドナー登録者数
東部支部・下田支所	18年1月25日	下田市民文化センター	79名	
東部支部・伊豆支所	17年9月8日	伊東市役所	53名	
	17年10月17日	熱海市役所	73名	
東部支部・三島支所	17年6月10日	柿田川献血ルーム・街頭呼び掛け	83名	
	18年2月3日	柿田川献血ルーム・街頭呼び掛け	74名	
東部支部・沼津支所	17年5月25日	御殿場市建設会館	57名	
	17年5月30日	裾野市役所	98名	
	17年8月3日	沼津市役所	30名	
	17年10月25日	裾野市役所	88名	
東部支部・富士支所	17年10月5日	富士市役所	69名	
	17年10月14日	イオンモール富士宮	66名	
中部支部・清水支所	17年9月15日	清水区役所前	44名	
中部支部・静岡支所	17年9月17日	アピタ静岡セントラルスクエア	66名	7名
	18年2月18日	青葉イベント広場 葵スクエア	137名	4名
中部支部・しだはい支所	17年8月22日	島田市役所	43名	
	17年11月21日	藤枝市役所	38名	
	18年2月27日	島田市役所	33名	
西部支部	17年5月13日	浜松市総合産業展示館	24名	
	17年5月27日	エコパ・メインアリーナ	48名	
合計			1,266名	11名

③ 植林保全活動〔中部支部・清水支所〕

清水支所青年部会のメンバー及び本支部・支所役職員12名が、17年10月27日、三保の松原の下草刈りを行った。

④ いのちを守る緑の防潮堤運動（植樹）〔西部支部〕

支部役員と会員有志が、17年6月10日に沖之須海岸（掛川市）に、11月5日に浜松市西区篠原地区に防災林の植樹を行った。

⑤ 環境美化活動（清掃活動）

今年度の環境美化活動は、次表の通り。

【2017年度 環境美化活動】

支部・支所	日時	内容
東部支部・伊豆支所	17年10月1日	松川藤広場、松川おそうじ大作戦。ゴミの収集（4名参加）
東部支部・三島支所	17年12月13日	白滝公園及び周辺道路の清掃（17名参加）
	17年12月10日	中郷文化プラザ周辺道路及び敷地内の清掃（2名参加）
東部支部・沼津支所	17年6月12日	御殿場駅前及びその周辺の清掃（11名参加）
	17年11月30日	裾野駅前周及びその周辺の清掃（裾野地区青年部会11名参加）
中部支部・静岡支所	18年1月18日	静岡市葵区鷹匠周辺の清掃（25名参加）

⑥ エコキャップの回収活動

主に支部・支所のレディス部・青年部が中心となって、エコキャップの回収に務めた。東部支部では、17年度 121,278 個のエコキャップを回収し推進協議会に届けた。

⑦ 青少年健全育成事業

a 「住生活副読本」の配付

宅地建物取引士資格試験会場を借用している高校・大学等に、「住生活副読本」を配付した(伊東高校城ヶ崎分校 50 冊)。

b たっけんカップ 第 12 回 U-12 トレセン 8 人制サッカー大会に特別協賛

17年9月2日・3日、青少年健全育成事業の一つとして、藤枝運動総合公園で開催された上記大会に特別協賛した。

(7) 「月例無料法律相談」「定例相談」の実施 公

本・支部において無料法律相談(「月例無料法律相談」「定例相談(常設 県民相談室)」)を実施した。 ※詳細は、保証協会「定時総会議案書」を参照。

(8) 公的機関が主催する「市民相談室」への相談員派遣の推進 公

「協会の認知度」向上のため及び「消費者保護」のため、公的機関(市・町など)が主催する『市民相談室』に相談員を派遣した。次表の通り。

支部・支所	派遣先市町の市民相談室等	実施回数
東部・伊豆支所	伊東市民相談	4回
	熱海市民相談	4回
東部・三島支所	三島市民相談	12回
東部・沼津支所	沼津市民相談	10回
	裾野市民相談	6回
東部・富士支所	富士市民相談	11回
中部・清水支所	静岡市・清水区役所定例相談(毎月第2・4木曜日)	23回
中部・静岡支所	静岡市・葵区役所市民相談(毎月第2火曜日)	12回
	静岡市・駿河区役所市民相談(毎月第1金曜日)	10回
	あんしん建物相談室「ミーナ葵」(毎月)	9回 予定12回の内3回は相談者不在
中部・しだはい支所	島田市民相談会(毎月第3木曜日)	12回
各支部	家づくり無料相談(SBSマイホームセンター各展示場)	12回

(9) 支部相談所との連携強化 公

保証協会の委託事業として、苦情申出の受付と処理の円滑化を図るため、これに係る研修会を本・支部で5回開催した。 ※詳細は、保証協会議案書を参照。

(10) 宅建業法所管課との連絡・連携 **共**

行政機関の後押し（指導等）が、トラブルの解決につながることも少なくないことから、同課との連携強化に務めた。

(11) 生活弱者に対する住宅支援活動 **公**

- ① 本部においては、生活弱者に対する住宅支援策についての検討を行った。
- ② 東部支部・沼津支所では、沼津市障がい者自立支援協議会“地域移行専門部会”に参画し、障がい者の自立支援策を検討した。
- ③ 中部支部・しだはい支所では、行政機関と連携し、生活弱者の入居を支援した。

(12) 独居老人対策の検討・研究 **公**

生活弱者に対する住宅支援策と同様に、増え続ける一人暮らしの高齢者対策についての検討を行った。

(13) その他、所管事業 **公・共**

- ① 日本司法支援センター（法テラス）との相互連携
法テラスと当協会は、相談者の経済的事情などを考慮し、相談窓口の振り分けを行っている。17年度も提携に基づいて適正に処理した。
- ② 人権啓発活動の実施
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が、16年4月1日から施行されている。そのため、国交省の指針や静岡県人権啓発センター発行のパンフレットを配付するなど、会員周知に務めた。
- ③ 「事件だより」の発行
担当役員等の体験談等を踏まえた「事件だより」を、年度1回発行した。

4. 総務財政委員会 所管事業 [共益事業]

(1) 公益社団法人としての適正運営等

- ① 公益社団法人は、「公益事業比率50%以上とすること」、「一定額以上の遊休財産の保有制限があること」、「新たに公益事業を行うときは公益認定等委員会の事前承認を得ること」、「次期事業計画・収支予算を事前報告すること」等、事業・財務運営上、多くの制約がある。これらの要件を適正にクリアーしていくため、半期決算書を作成す

るなど、適正な対応に務めた。

② 公益認定事業「不動産BOX静岡（の運営）」の廃止に伴い、公益認定等委員会へ事業変更認定申請を行った。主な変更内容は次の通り。

- a 「不動産BOX静岡」（公益事業比率2分の1）を廃止すること。
- b 静岡県災害時借上型応急住宅登録制度の公開場所を「不動産BOX静岡」から「協会HP」に移行すること。
- c ふじの国移住・定住促進戦略に基づく「空き家バンク情報」を、不動産情報公開サイト「スマイミー静岡」内に設け運用すること。その運営は、㈱静岡宅建サポートセンターに業務を委託すること。
- d 「スマイミー静岡」の運営に協力すること。

③ 17年12月14日に公益社団法人移行後、第2回目の公益法人検査が行われた。「適正に運営されている」との検査結果であった。

（2）財務基盤“確立”についての検討

遊休保有財産保有上限超過に係る対応策として、これまでは控除対象財産として、将来の資産取得のための「資産取得資金」や、会館の修繕等の費用のための「特定費用準備資金」科目を設置してきたが、新たに経営環境の変化により管理費が賄えない場合に使用可能な積立金「2号財産」（積立上限1億円）を新設した。なお、2号財産は、每期必要な積立金に優先して積み立てることはできない。

（3）「支部諸規程細則」等の制定・改正（検討）

17年度に改正した諸規程は、以下の通り。

① 定款施行細則の一部改正

- a 入会金と会費の公益目的事業への按分比率の変更（5割から3割以上へ）
改正理由は、報告事項1「1」の通り。
- b 従業者賦課金徴収対象者の明確化
内容は、報告事項1「2」の通り。

② 倫理規程の一部改正（2018年1月31日改正、同日施行）

本会の倫理規程は、全宅連が作成したものをモデルに作成している。このほど、全宅連が、条文中の不動産〇〇（例：不動産の専門家）を、宅地建物取引〇〇（例：宅地建物取引の専門家）に改正したため、本会もこれにあわせて変更した。

③ 本部・役員旅費規程の一部改正（日当の変更）（2017年9月20日改正、同日施行）

（別表1 協会会議等）

区分	改正前	改正後
理事会、正副会長会、監査会、その他の会議	<u>6,000円</u> 但し、会議が午前中より午後に至る場合は、2,000円を加算する。	<u>7,000円</u> 但し、会議が午前中より午後に至る場合は、2,000円を加算する。

（別表2 その他）

資格区分	改正前	改正後
役員	<u>8,000円</u> 但し、県外出張の場合は、昼食代として3,000円を加算する。	<u>9,000円</u> 但し、県外出張の場合は、昼食代として3,000円を加算する。

④ 支部・役員旅費規程の一部改正（日当の変更）（2017年9月20日改正、同日施行）

改正前	改正後
<p>2. 会議開催に際しての旅費日当の支給</p> <p>(1) 日当は、半日 <u>3,000円</u>、1日 <u>5,000円</u>とする。</p> <p>(3) 拘束時間による調整</p> <p>④ 2時間を超える場合は、<u>3,000円</u>を調整費として加算する。</p> <p>3. 執務等会議以外の支部内業務に際しての旅費日当の支給</p> <p>(1) 日当は、半日 <u>3,000円</u>、1日 <u>5,000円</u>とする。</p> <p>4. 会議以外の出張に際しての旅費日当の支給</p> <p>(1) 日当は、半日 <u>3,000円</u>、1日 <u>5,000円</u>とする。</p> <p>5. その他</p> <p>(2) 支部役員等が広報誌の編纂作業等に時間を費やしたときの費用の支給</p> <p>① 1日の作業時間が3時間以内の場合は、<u>3,000円</u>を日当として支給する。</p> <p>② 1日の作業時間が3時間を超える場合は、<u>5,000円</u>を支給する。</p>	<p>2. 会議開催に際しての旅費日当の支給</p> <p>(1) 日当は、半日 <u>5,000円</u>、1日 <u>7,000円</u>とする。</p> <p>(3) 拘束時間による調整</p> <p>④ 2時間を超える場合は、<u>2,000円</u>を調整費として、<u>1,000円</u>を食事代として加算する。</p> <p>3. 執務等会議以外の支部内業務に際しての旅費日当の支給</p> <p>(1) 日当は、半日 <u>5,000円</u>、1日 <u>7,000円</u>とする。</p> <p>4. 会議以外の出張に際しての旅費日当の支給</p> <p>(1) 日当は、半日 <u>5,000円</u>、1日 <u>7,000円</u>とする。</p> <p>5. その他</p> <p>(2) 支部役員等が広報誌の編纂作業等に時間を費やしたときの費用の支給</p> <p>① 1日の作業時間が3時間以内の場合は、<u>5,000円</u>を日当として支給する。</p> <p>② 1日の作業時間が3時間を超える場合は、<u>7,000円</u>を支給する。</p>

⑤ 支部慶弔規程の一部改正 ※ゴシック部分を改正。(2017年9月20日改正、同日施行)

資 格	弔慰金	生花又は花輪	弔 電
会 員	10,000 円	な し (但し、本部の慶弔規程により対応)	
会員の配偶者及び同居・非同居を問わず一親等の親族	5,000 円	あ り (1基・支部長名)	な し
現行役員及びその配偶者並びに同居・非同居を問わず一親等の親族	—	あ り (1基・役員一同名)	な し
会員の従業員 ※ 賦課金従業員に限る	な し	な し	あ り (支部長名)

⑥ 役員候補者選出規程の一部改正 (2018年1月31日改正、同日施行)

- a 定款で定める理事数を割り込むおそれがあるため、役員候補者の選出割合を高くし、役員候補者の推せん数を 60 人に 1 人 から 57 人に 1 人 に改めた。
- b 条文中に、東部・中部・西部の 3 地区において役職の選考を行う旨の文言があるが、東部・中部・西部の 3 支部体制が確立されていることから、「地区」という文言を「支部」に改めた。

⑦ 会長（代表理事）候補者選出規程の一部改正 (2018年1月31日改正、同日施行)

- a 会長候補者の的確要件の一つに、「就任期間の上限を 3 期 6 年とすること」及び「会長就任時の年齢を満 70 歳未満とすること」を加えた。
- b 「地区」という文言を「支部」に変更
理由は、上記⑤の b に同じ。

⑧ 支部規程の一部改正 (2018年1月31日改正、同日施行)

支部長候補者の的確要件の一つに、上記⑦の a と同要件を加えた（「就任期間の上限を 3 期 6 年とすること」及び「支部長就任時の年齢を満 70 歳未満とすること」）。

(4) 入会促進活動の推進

開業予定者及び免許申請者に対して、迅速かつ適格な入会促進及び協会HPや各種メディアを通じてPRした結果、入会者は前年度及び当初予測を 20 社強上回った。しかし、退会者は高齢会員を中心に増えたため、前期末から 39 会員減少し、期末会員数は 2,768 となった。

【年度別 入退会者（正・準・賛助）の状況】 （ ）内は対前年度比

西暦年度	入会者数	退会者数	期末会員数
2013	72 (+ 3)	112 (+10)	2,922 (-40)
2014	65 (- 8)	111 (+ 1)	2,876 (-46)
2015	71 (+ 6)	104 (- 7)	2,843 (-33)
2016	68 (- 3)	104 (± 0)	2,807 (-36)
2017	90 (+22)	129 (+25)	2,768 (-39)

(5) 会員データのネット掲載等

17年度は、会員名簿を発行しなかったため、「会員データリアルタイム検索システム」のみを運用した。

(6) 全宅連版の各種契約書式の推奨等

全宅連版の契約書式の推奨に務めるとともに、当協会モデル契約書式についても、その充実に務めた。

(7) 「宅建互助会」の適正運営

互助会規程にもとづいて、次表の通り給付した。

なお17年度をもって、互助会の廃止が決定していることから、18年3月31日を最後に、互助会申請の受付を終了した。3月受付分の互助会申請については、18年度に行う。

【2017年度 互助会給付金実績】

	給付基準	給付基準額	件数
弔慰金の部 24件 2,160,000円	①加入者弔慰金 互助会加入 5年未満	50,000円	0件
	互助会加入 5年以上	100,000円	21件
	②配偶者弔慰金 互助会加入 5年未満	10,000円	0件
	互助会加入 5年以上	20,000円	3件
見舞金の部 18件 510,000円	① 2週間以上の療養または休業	15,000円	2件
	② 1ヶ月以上の療養または休業	30,000円	16件
	③災害見舞金（※正副会長会で審査）	20,000円	0件
退会慰労金の部 104件 4,340,000円	①互助会加入 5年以上10年未満	15,000円	16件
	②互助会加入 10年以上15年未満	30,000円	15件
	③互助会加入 15年以上	50,000円	73件
給付金合計	146件	7,010,000円	

(8) 協会事業の対外PR（主に公益目的事業）

「新聞」「テレビCM」「協会HP」などを通じて、協会が行う公益事業（「不動産無料法律相談」「開業相談」「社会福祉・奉仕事業」）等のPRを行った。

テレビCMは、18年1月2・3日の関東大学対抗箱根駅伝の放送時間帯に行った。不動産無料法律相談・開業相談は、静岡新聞、中日新聞、伊豆新聞に延べ月3回掲載した。

(9) 各種講習会（取引士法定講習・県指定講習）の受付事務の検討

支所の廃止を見据え、本部での郵送受付体制についての検討を行った。18年度から本部郵送受付を開始する。従来通り、支部での受付も並行して行う。

(10) 従業者賦課金徴収基準の検討

所管委員会、会務運営協議会で検討を重ね、報告事項1の通り、従業者賦課金徴収対象者の定義を理事会に上程し決議した。

(11) 入会審査の適正実施

入会審査補助機関である支部において、適正な入会及び変更事項に係る審査に務めた。

また、入会審査の実施場所が支部であったり、支所であったり、入会審査会に入会推薦人を招致したり、しなかったりと、入会審査の統一性についても併せて検討した。

(12) その他、所管事業

① 18年度より従業者証明書の発行費用を無料とすることとした。これまでは、1発行当たり300円。

② コンビニ収納による会費の本部一括徴収を実施した。

③ 「会計帳票検査」及び「事務局職員の業務検査」を、毎月実施した。

④ 「宅建業者賠償責任保険」及び「宅地建物取引士賠償責任保険」の加入促進に務めた。

宅建業者賠償責任保険 17年度期末加入者数：228社

宅地建物取引士賠償責任保険 " : 1,848名

⑤ 宅建業の免許や宅地建物取引士証の免許更新申請書類の記載方法の指導（支部・支所）を行った。

⑥ 「全宅連インターンシップ制度」（学生に就業体験の機会を提供する制度）に協力した。全宅連からの要請にもとづき、常葉大学生の研修生の受入先企業を紹介した（受入れ企業2社、研修生3名）。

⑦ 報酬額規定の改正にともない、18年1月1日施行の新「報酬額規定表」を作成し、会員に配付した。

5. その他

(1) 会務運営協議会の運営（年度9回開催）

主な検討事項は、次の通り。

- ① 理事会提出議案（概ね、理事会開催日の10日前に開催）
- ② 支所の廃止時期及び3支部への完全移行時期、事務局職員の配置
- ③ 支所廃止に伴う支所会館の明渡し、解体
- ④ 新支部の所在場所の探索 他

(2) 協会創立50周年式典の挙行（ホテルアソシア静岡にて）

17年度、記念式典実行委員会（会務運営協議会構成員・・・正副会長、専務理事、常務理事、牛田・石黒・柴田・佐々木・川久保 理事）を立ち上げ、2017年11月15日に挙行した協会創立50周年式典の準備に当たった。

式典には、国会議員・県会議員、行政機関（国土交通省・静岡県所管部局）、全宅連、友好団体、顧問相談役、本部役員、会員、合わせて229名が出席した。

また、出席者及び会員には、「空き家管理マニュアル」と「50周年記念誌（DVD付き）」を、記念品として配付した。

(3) 2017年度3団体（労金・磐信・宅建協会）親善サッカー大会の開催

17年11月18日、不動産関連団体との友好を深めるため、また会員の業務推進を図るため、前年度に引き続き、3団体親善サッカー大会（静岡県労働金庫、磐田信用金庫、宅建協会）を、掛川市つま恋で開催した。

(4) 静岡県宅建協会版 ハトマークグループ・ビジョンの策定

17年度、全宅連からグループ・ビジョン作成団体に指名されたため、ビジョン策定役職員を選定し、「人口の動向」、「宅建業界をとりまく経済環境」、「当協会の強み・弱み」等を分析し、静岡県宅建協会が目指す将来の理想の姿をとりまとめた。

（ビジョン担当役職員：初澤会長、宇野監事、長谷川理事、瀧本理事、小柳局長）。

以上